

アイリオ生命保険株式会社
 平成21年度（平成22年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	3,824	保険契約準備金	18,393
現 金	0	支 払 備 金	1,631
預 貯 金	3,824	責 任 準 備 金	16,761
有価証券	7,174	代理店借	843
国 債	3,561	再 保 險 借	590
地 方 債	1,432	そ の 他 負 債	1,187
社 債	2,179	未 払 法 人 税 等	10
貸付金	7	未 払 金	68
一 般 貸 付	7	未 払 費 用	428
有形固定資産	167	預 り 金	638
建 物	82	預 り 保 証 金	1
リ ー ス 資 産	9	リ ー ス 債 務	10
その他の有形固定資産	75	仮 受 金	30
無形固定資産	1,638	退職給付引当金	77
ソ フ ト ウ ェ ア	1,638	価 格 変 動 準 備 金	2
再 保 險 貸	4,369	負 債 の 部 合 計	21,094
そ の 他 資 産	2,695	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	2,241	資 本 金	2,500
前 払 費 用	96	資 本 剰 余 金	4,923
未 収 収 益	15	資 本 準 備 金	1,900
預 託 金	301	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,023
仮 払 金	1	利 益 剰 余 金	△5,136
そ の 他 の 資 産	39	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,136
繰延税金資産	3,563	繰越利益剰余金	△5,136
貸倒引当金	△0	株 主 資 本 合 計	2,286
		その他有価証券評価差額金	61
		評価・換算差額等合計	61
		純 資 産 の 部 合 計	2,348
資 産 の 部 合 計	23,443	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	23,443

注記事項（貸借対照表関係）

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

①「建物」および「その他の有形固定資産」

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの 旧定率法によっております。

平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの 定率法によっております。

なお、「その他の有形固定資産」のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、個別に見積もった回収不能額および貸倒実績率に基づき算定した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、所管部署および当該部署から独立した二次査定部署が査定を行い、その査定結果に基づいて引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）に定める簡便法により、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。

2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（追加情報）

当会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日）を適用しておりますが、これによる影響額はありません。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①資産運用方針

保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性に留意しつつ、許容されるリスクのもとで健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。

②運用資産の内容およびそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券（債券）により資産運用を行っております。有価証券は、国債、地方債、社債（政府保証債を含む）のみを、その他有価証券として保有してお

ります。これらの有価証券は主なリスクとして、金利変動リスクおよび信用リスクに晒されており
ます。また、再保険貸および未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティ
ブ取引は行っておりません。

③リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、金利変動等に対する健全性指標(ソルベンシーマージン比率)の
影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有有価証
券を信用格付け別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、再
保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行いリスクを
確認しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りでありま
す。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	3,824	3,824	-
(2) 有価証券	7,174	7,174	-
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	-
責任準備金対応債券	-	-	-
子会社・関連会社株式	-	-	-
その他有価証券	7,174	7,174	-
(3) 再保険貸	4,369	4,369	-
(4) 未収金	2,241	2,241	-
(5) 金融派生商品	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預貯金、(3)再保険貸及び(4)未収金については、主に短期間で決済されるため、時価は帳
簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券のうちその他有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。なお貸借
対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	6,374	6,471	97
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	703	702	-0

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	3,824	-	-	-	-	-
有価証券						
有価証券のうち満期 のあるもの						
国債	700	200	-	300	780	1,540
地方債	-	200	300	604	100	200
社債	210	415	300	800	300	100
再保険貸	3,763	-	-	-	-	-
未収金	2,241	-	-	-	-	-
合計	10,739	815	600	1,704	1,180	1,840

(*) 再保険貸のうち修正共同保険式再保険に係る 605 百万円は、償還予定期日が未確定であることから
上表に含まれておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額は183百万円であります。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する金銭債務の総額は51百万円であります。
5. 取締役、監査役との間の取引による取締役、監査役に対する金銭債権の総額及び金銭債務の総額
取締役に対する金銭債権総額は4百万円であります。
6. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産の総額は5,004百万円、繰延税金負債の総額は35百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,405百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金12,014百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額97百万円であります。
当年度における法定実効税率は36.21%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、危険準備金13.4%、繰越欠損金の当期控除額△51.6%であります。
7. 責任準備金の積立方法
責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。
 - ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は469百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は133百万円であります。
9. 1株あたりの純資産額は79,606円35銭であります。
10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は301百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成21年度〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	34,362
保 険 料 等 収 入	34,291
保 険 料	27,511
再 保 険 収 入	6,780
資 産 運 用 収 益	62
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	62
預 貯 金 利 息	2
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	60
貸 付 金 利 息	0
そ の 他 経 常 収 益	7
支 払 備 金 戻 入 額	-
そ の 他 の 経 常 収 益	7
経 常 費 用	33,197
保 険 金 等 支 払 金	17,763
保 険 金	3,586
給 付	6,989
そ の 他 返 戻 金	0
再 保 険 料	7,186
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	1,448
支 払 備 金 繰 入 額	84
責 任 準 備 金 繰 入 額	1,364
資 産 運 用 費 用	2
支 払 利 息	2
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0
事 業 費 用	12,775
そ の 他 経 常 費 用	1,207
税 金 費 用	701
減 価 償 却 費	477
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	25
そ の 他 の 経 常 費 用	3
経 常 利 益	1,164
特 別 利 益	-
そ の 他 特 別 利 益	-
特 別 損 失	2
固 定 資 産 等 処 分 損 額	1
価 格 変 動 準 備 金 繰 入	1
税 引 前 当 期 純 利 益	1,161
法 人 税 及 び 住 民 税	9
法 人 税 等 調 整 額	△4
法 人 税 等 合 計	4
当 期 純 利 益	1,157

注記事項（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による費用の総額は、541百万円であります。
2. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は9百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は51百万円であります。
3. 1株当たり当期純利益は39,222円52銭であります。